

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和3年3月12日(金)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課

目 次

1	令和3年度障害保健福祉関係予算案についてについて	1
2	第6期障害福祉計画等の策定についてについて	4
3	障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の繰越手続について	6
4	障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて	13
5	障害福祉関係データベース（仮称）構築について	14
6	障害福祉分野における地方公共団体のシステムに関する標準化について	16
7	生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について	17
8	身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について	18
9	マイナポータルを通じたオンライン申請手続の拡充について	19
10	インフラ老朽化対策の推進について	20
11	行政手続における押印の廃止について	21
12	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について	22
13	難聴児への支援について	24
14	特別児童扶養手当等について	26
15	心身障害者扶養保険事業について	39

1 令和3年度障害保健福祉関係予算案について

令和3年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部全体として2兆2,351億円を計上しており、対前年度929億円増、4.3%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスや障害児支援に係る給付のための経費については、1兆6,789億円を計上しており、対前年度947億円増、6.0%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害児者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

このほか、以下の事業について増額計上しているので、積極的な事業実施についてお願いする。

・ 地域生活支援事業等の拡充	5 1 3 億円
・ 社会福祉施設等施設整備費	4 8 億円
・ 聴覚障害児支援の推進	1 . 7 億円
・ 障害者の芸術文化活動の支援の推進	4 . 6 億円
・ 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進	4 . 9 億円
・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7 . 2 億円
・ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進	7 . 0 億円
・ 障害者に対する就労支援の推進	2 2 億円
・ 依存症対策の推進	9 . 6 億円

◆予算額（令和2年度予算額）

2兆1,422億円 ※臨時・特例の措置分を除く



（令和3年度予算案）

2兆2,351億円（+929億円、+4.3%）

【主な施策】※（ ）内は令和2年度予算額

(1)良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆6,789億円（1兆5,842億円）

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。

（障害福祉サービス等報酬改定への対応）

福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.56%とする。

※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価を+0.05%（令和3年9月末までの間）とする。

(2)地域生活支援事業等の拡充 513億円（505億円）

障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

(3)障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費） 48億円（68億円）※臨時・特例の措置分を除く

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図る。

（参考）令和2年度3次補正予算案 82億円

障害福祉サービス施設等の防災・減災対策を講じるための施設整備（耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、浸水被害等に備えた改修等）に要する費用を補助するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修等の経費について補助する。

(4)聴覚障害児支援のための中核機能の強化 1.7億円（1.7億円）

保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会設置や保護者への相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修等、聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。

(5)発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 7.0億円（6.3億円）

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制強化等をする。

(6)芸術文化活動の支援の推進 4.6億円（4.1億円）

障害者文化芸術活動推進法を踏まえ、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援のための都道府県センターの設置促進や、障害者芸術・文化祭を開催する。

(7)視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進 4.2億円（3.7億円）及び地域生活支援事業等の内数

令和2年7月に策定された読書バリアフリー基本計画を踏まえ、視覚障害者等が読書に親しめる環境を整備するため、インターネットを活用した点訳・音声図書の提供等を推進する。また、令和2年6月に公布された電話リレーサービス法を踏まえ、公共インフラとして着実な実施を図るため、手話通訳者等の養成の推進や、新しい手話表現の普及などの取組を促進する。

(8)雇用施策との連携による重度障害者等の就労支援 7.7億円

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

(9)農福連携による就労支援の推進 3.5億円（3.3億円）

農福連携を推進し、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

また、農業、林業、水産業に加え、様々な産業と福祉の連携を推進するため、環境ビジネスや伝統工芸など、地域に根ざした産業での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施する。

(10)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 7.2億円(6.4億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスやうつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保を推進する。

(11)アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 9.4億円(9.3億円)

依存症対策の全国拠点において、依存症対策に携わる人材養成や情報発信等に取り組む。また、都道府県等において、依存症対策の人材養成や医療・相談支援拠点を整備するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携を推進し、早期発見・早期対応につなげる。さらに自助グループ等の民間団体を支援する。

(12)新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

12億円【新規】

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等が、関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

(参考)令和2年度3次補正予算案 397億円

障害者支援施設等におけるサービス再開支援や感染症対策の支援等を行うため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害福祉サービス等分)」の積み増しをする。

2 第6期障害福祉計画等の策定について

都道府県や市町村は、国が定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を作成することとなっており、令和2年5月に、第6期計画期間（令和3～5年度）に向けて基本指針を見直し、都道府県や市町村にお示したところ。

都道府県、市町村においては、この基本指針に即して、令和2年度中に令和3年度からの計画を作成するとともに、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、障害福祉政策を総合的、計画的に行っていただきたい。

ただし、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の取扱いについて」（令和2年9月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度内に第6期障害福祉計画等の作成ができない場合、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で、各自治体が定める日までに作成することとして差し支えないこととしたところ。この場合、弾力的な取扱いを行う市町村は都道府県に、都道府県は厚生労働省に事前に報告することとなっているため、厚生労働省が1月から2月にかけて実施した事前調査以降で、新たに弾力的な取扱いを行うこととなった自治体は、随時、速やかに報告願いたい。

なお、第6期都道府県障害福祉計画等の目標値や活動指標の設定状況について、令和3年4月頃に照会を行う予定なので、ご承知おき願いたい。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

3 障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の繰越手続について

令和3年4月に実施される障害福祉サービス等報酬改定への対応等のために必要となる都道府県及び市町村の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修にかかる経費に対して助成を行うことにより、制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的として、令和2年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業を行っており、令和3年2月5日付けで交付決定（地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の一部として）を行ったところ。

他方、システム改修に当たって必要となる障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等については、当初案が令和3年1月22日に示されたところであり、自治体によってはシステム改修作業が令和2年度内に完了せず、令和3年度にまたがる可能性がある。

そのため、繰越が必要となる自治体におかれては、「令和2年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業（障害者総合支援事業費補助金）に係る繰越事務等について」（令和3年2月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）等に基づき、繰越・翌債担当部局等と連携を図りながら手続きを進めていただくようお願い申し上げます。

障企発0225第2号
令和3年2月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

令和2年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業
(障害者総合支援事業費補助金)に係る繰越事務等について

本事業について、平素から多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和2年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業に係る繰越手続きにつきまして、次のとおり取扱うこととしましたので、繰越・翌債担当部局等と連携を図り、手続きを進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれては、本通知の趣旨について、管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して周知いただくようお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自治体支援係

TEL：03-5253-1111（内線3007）

03-3595-2411（直通）

E-mail：syougaiikaikaku@mhlw.go.jp

1 繰越・翌債手続きについて

令和2年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業に係る繰越手続は、基本的に翌債（翌年度にわたる債務負担）により行います。

手続きは以下のとおりですので、各都道府県におかれては、指定都市、中核市及び市町村（特別区を含む）分を取りまとめのうえ、翌債手続事務の準備を進めるようお願いします。

2 翌年度にわたる債務負担承認要求書の地方財務局への協議

各都道府県におかれては、翌年度（特に4月分）の執行に支障をきたさないようにするため、財務局に対して、速やかに承認要求を行ってください。

（参考）

※交付決定日：令和3年2月5日（金）（国⇒都道府県、指定都市、中核市）

※支払い計画示達：令和2年12月1日（火）（国⇒都道府県）

3 翌債承認後の手続き

「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について」（令和3年2月12日厚生労働省発障0212第1号厚生労働事務次官通知）の別紙

「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」第7（1）④に基づき、「令和2年度（令和3年度への繰越分）障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）に係る事業完了予定期日変更報告書」（以下「変更報告書」という。）を以下のとおり作成のうえ、速やかに報告願います。

- ① 都道府県におかれては、別紙様式1による変更報告書に関係書類を添えて厚生労働省に提出願います。また、地方財務局より翌債承認通知書を受理したときは、速やかにその写しを厚生労働省へ提出願います。
- ② 指定都市及び中核市におかれては、別紙様式2の変更報告書に関係書類を添えて厚生労働省に提出願います。
- ③ 市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）におかれては、別紙様式2の変更報告書に関係書類を添えて都道府県に提出願います。

【提出期限】

変更報告書については、3月16日（火）までに厚生労働省障害保健福祉部企画課自治体支援係宛てに提出願います。（各都道府県・指定都市・中核市 → 国 の締切）

※ 市町村より提出された別紙様式2及び添付書類は、都道府県で保管して下さい。

※ 各都道府県・指定都市・中核市から郵送された公文がこちらの部署に届くまで時間を要することから、郵送に併せ、公文一式について、PDFファイルにて厚生労働省障害保健福祉部企画課自治体支援係宛て（syougaiikaikaku@mhlw.go.jp）メールにより送付して下さい。

4 繰越額確定後の手続き

翌債承認後、繰越しを必要とする額が確定した時点で、官庁会計システム（ADAMS II）により繰越額確定計算書を財務局長及び厚生労働大臣あてに送信するとともに、その写しを添えて報告願います。

なお、繰越額確定計算書の提出期限は、令和3年度の執行に支障をきたさないようにするため、令和3年3月末までとします。

※ PDFファイルにて厚生労働省障害保健福祉部企画課自治体支援係宛て（syougaiikaku@mhlw.go.jp）メールにより送付して下さい。

(様式1)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県名を記入)
(知事名を記入)

令和2年度(令和3年度への繰越分)障害者総合支援事業費補助金
(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)に係る
事業完了予定期日変更報告書

令和2年度障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)に係る事業完了予定期日の変更について、令和3年2月12日厚生労働省発障0212第1号厚生労働事務次官通知の別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」第7(1)④に基づき別添のとおり報告します。

なお、管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)から提出された標記変更報告書について、その内容を確認し、翌債承認要求書のとおりであるので、併せて報告します。

(添付書類)

- ・別添1
- ・翌債承認要求書(別紙理由書を含む。)

(事務担当 ○○課 氏名 電話)

(様式2)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(指定都市・中核市・市区町村名を記入)
(市区町村長名を記入)

令和2年度(令和3年度への繰越分)障害者総合支援事業費補助金
(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)に係る
事業完了予定期日変更報告書

令和2年度障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)に係る事業完了予定期日の変更について、令和3年2月12日厚生労働省発障0212第1号厚生労働事務次官通知の別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」第7(1)④に基づき別添のとおり報告します。

(添付書類)

・別添1

(事務担当 ○○課 氏名 電話)

別添1

	事業名	自治体／事業所名	事業完了予定日		交付決定額(円) (a+b)	支出済額(円) (a)	令和2年度繰越額(円) (b)	繰越理由
			変更前	変更後				
記入例	障害者自立支援給付審査支払等システム事業	〇〇県 〇〇市	令和3年3月31日	令和3年4月30日		0		本システム改修等を進める上で、仕様書作成の進捗状況の遅延等により、システム改修の着手の遅れや仕様変更に時間を要することとなり、年度内の事業完了が困難なため
1	障害者自立支援給付審査支払等システム事業		令和3年3月31日		0	0	0	本システム改修等を進める上で、仕様書作成の進捗状況の遅延等により、システム改修の着手の遅れや仕様変更に時間を要することとなり、年度内の事業完了が困難なため
2					0	0	0	
3					0	0	0	
4					0	0	0	
5					0	0	0	
6					0	0	0	
7					0	0	0	
8					0	0	0	

4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）については、平成 30 年 4 月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進められた。

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に関して議論を行っており、今年度も障害者総合支援法等審査事務研究会の報告書がとりまとめられる予定である。令和 2 年度においては、中間報告書が下記の URL に掲載される予定であるので、

各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

(2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において「警告」とされていた項目について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を三段階に分けて行った。今後も移行が可能な項目は周知期間を設けながら、適宜移行を実施する。

令和 3 年度においては、国保連と市町村間の調整事務の負担軽減に向け、国保連へ個別に依頼して受領していた台帳情報等について、市町村から適宜取得可能とする改修を行う予定である。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

(3) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月 1 日から 10 日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。

審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知されたい。

5 障害福祉関係データベース(仮称)構築について

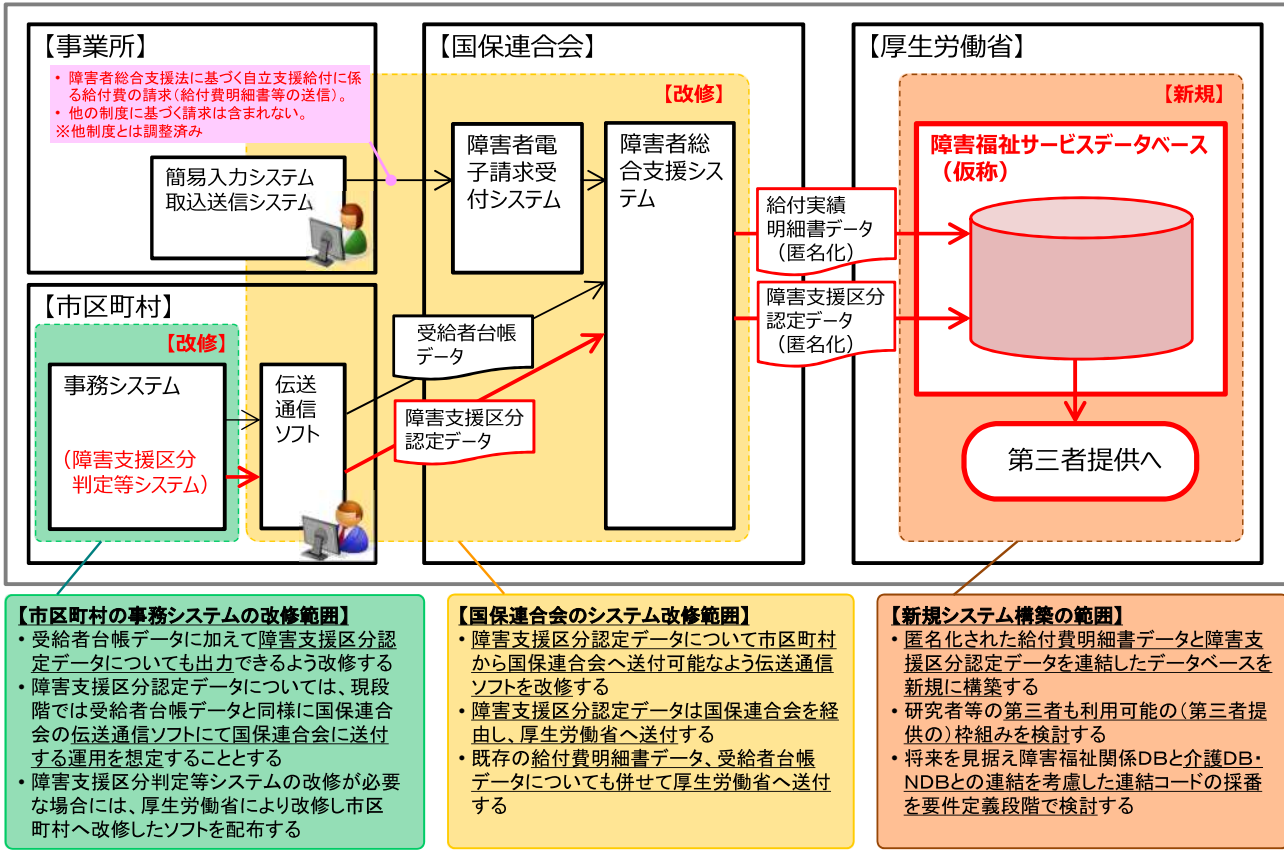
現在、障害福祉分野のデータは、サービスの利用状況や障害支援区分の認定情報など個々のデータが点在していることが総合的な観点での十分な分析を困難にしており、制度改正や報酬改定等を行う際の有効的なデータの利活用がなされていないという課題がある。

こうした課題の解消に向け、障害福祉関係データを有効に活用し、効果的・効率的な制度改正や報酬改定につなげられるようデータベースの構築を行うこととし、令和2年度から、障害福祉関係データベース(以下「障害DB」という)構築に必要な要件定義や収集するデータの範囲等の具体的な仕様書案の作成に着手したところである。今後、令和5年度の本格稼働に向け、関係機関等と調整を図りつつ、仕様書(要件定義含む)の内容を踏まえ、障害DBの設計開発等を行う予定である。(別添「システムイメージ図」参照)

令和4年度には、各市区町村の事務システムの改修をしていただく予定であり、改修に必要な詳細な仕様が決まり次第お知らせするので、都道府県におかれては、その旨、管内市区町村への周知をお願いする。(別添「スケジュール」参照)

障害福祉サービスデータベースの構築について(イメージ)

➔: 新規のデータフロー
 ➡: 既存のデータフロー



障害福祉サービスデータベースの構築に係る全体スケジュール

項目	令和2年度 (2020年度)											令和3年度 (2021年度)												令和4年度 (2022年度)																					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
工程管理等支援 (本調達) (下記内容における点線部分を 含む。)	工程管理等支援																								試行運用支援																				
「障害福祉サービスデータ ベース」の構築及び運用・保守	要件定義																								調達仕様書作成及びその調達						仕様書作成支援・調達支援						障害福祉サービスDBの新規構築 (設計、開発、テスト)						試行運用		
「障害区分判定等システム」の 改修	要件定義																								調達仕様書作成及びその調達						仕様書作成支援・調達支援						障害区分判定等システムの改修						市区町村 に配布・展開		
<国保連合会／中央会> 「審査支払システム」の改修	改修																								試行運用																				
<市区町村> 「事務システム」の改修	年度内に改修 (改修期間は仮置き)																																												

6 障害福祉分野における地方公共団体のシステムに関する標準化について

令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、『地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。』こととされている。

また、デジタル改革関連法案の一つとして「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」が、政府から第204回国会（常会）に提出されており、本法律案では、地方公共団体のシステムが標準仕様書に沿った基準に適合することを義務づけるものとなっており、今後、地方公共団体の事務システムの標準化が強力に押し進められることになる。

「デジタル・ガバメント実行計画」上では、まず国において、令和3年夏までに市区町村の事務システムの標準仕様書を作成することとされており、現在、関係者と調整しつつ、標準仕様書の作成に向けた検討を進めている。

今後、令和3年夏までの作成の過程で、事前に標準仕様書案を示した上で、地方公共団体のご意見を伺う予定であるので、ご協力をお願いします。

7 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について

全国の在宅障害児・者の生活の実態とニーズを把握し、障害児・者の福祉行政の企画・推進のための基礎資料を得ることを目的として、概ね5年毎に実態調査を実施してきている。

令和3年度は、前回調査（平成28年度）から5年目に当たることから、調査実施に必要な予算を計上したところである。

本調査は、各自治体の協力の下で、調査員が調査区内の一定の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認し、対象者がいる場合は調査票を手渡し、後日回答の上、郵送にて返送していただく方法で実施している。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、調査員や調査対象者の感染防止の観点から、現行の対面を伴う調査手法等について検討を行うこととしており、具体的な方向性が決まり次第連絡する予定であるので、ご留意願いたい。

8 身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において、デジタル政府・デジタル社会の基盤となる、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図ることが必要不可欠と示された。これに伴って各自治体におかれては、以下の対応をお願いする。

（1）身体障害者手帳関係情報の追加について

令和元年11月より、行政機関等が情報提供ネットワークシステムと接続されたサーバで保有する個人情報をも、マイナンバーカードによる厳格な本人確認及び本人同意を前提に、本人が指定する他のWebサービスがマイナポータルを介して取得することを可能とするAPI（自己情報取得API）の提供が開始された。

厚生労働省では、データ標準レイアウトの項目に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の区分（第一種身体障害者、第二種身体障害者）を追加する改版を令和3年6月目途に行う予定であり、民間の鉄道会社が身体障害者に対し障害者割引等のサービスをWebサイト等において提供出来るようにするための環境整備を進めているところである。

各自治体においては、レイアウト改版に向けた準備を進められたい。

（2）療育手帳のマイナンバー情報連携について

令和2年12月25日付けで閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」の内容を踏まえ、「療育手帳関係情報に係る情報連携等について」（令和2年12月25日付障企発1225第3号）を発出したところであり、より早期に療育手帳の交付の事務に係る情報の情報連携が可能となるよう、令和4年度のデータ標準レイアウトの改版を行うことを目指して、国が関係法令の整備を行う方向で、第204回通常国会に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（令和3年2月9日付閣議決定）」が提出され、現在審議がなされているところである。

なお、令和3年1月8日付け事務連絡「療育手帳関係情報に係るデータ標準レイアウトについて（意見照会）」で、各自治体よりいただいたご意見を加味した情報連携データ項目を元に、今後、データ標準レイアウトを作成する予定である。

今後の具体的なスケジュール等につきましては、決まり次第、お示しする予定であるのでご留意願いたい。

9 マイナポータルを通じたオンライン申請手続の拡充について

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、「障害者等が行う行政手続については、更なる負担軽減を図るため、内閣官房、内閣府及び厚生労働省は、マイナポータルを通じたオンライン申請手続の拡充に向けて検討を行い、2021年度（令和3年度）以降、順次対応する」こととされた。

これに伴い、まずは特別児童扶養手当、障害児福祉手当（福祉手当含む）及び特別障害者手当の所得状況届の手続について、早ければ、本年の所得状況届の手続からマイナポータルを通じたオンライン申請手続が可能となるよう検討を進めている。

また、身体障害者福祉手帳関係の手続、精神障害者保健福祉手帳関係の手続、介護給付費等関係の手続、障害児通所給付費等関係の手続、補装具費関係の手続、自立支援医療費関係の手続についても、マイナポータルを通じたオンライン申請手続が可能となるよう検討を進める予定である（実施時期は未定）。

マイナポータルを通じたオンライン申請の運用の開始に当たっては、まず、内閣府が運営するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能において申請者等が手続できるようにするため、自治体において、必要な情報を登録する必要がある。

マイナポータルを通じたオンライン申請の対応については、自治体の義務とされているものではないが、今後、運用に係る留意事項を事務連絡等により示す予定であるため、それらを確認のうえ、積極的に取り組んでいただくよう、御協力をお願いします。

10 インフラ老朽化対策の推進について

平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しているところである。

また、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（公共施設等総合管理計画）を平成 28 年度までに策定するとともに、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画」（個別施設計画）を令和 2 年度末までに策定することとなっている。

公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の障害福祉施設等においては、令和 2 年 3 月末日時点で策定率は 39% と低調な状況である。

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、障害福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であり、このため、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引きを作成し、通知しているところなので、個別施設計画の策定率が 100% となるよう、各地方公共団体において確実な取り組みをお願いする。

また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究を行っており、今年度末を目途に、中長期的な施設の維持管理にかかる経費試算の指標をお示しする予定なので、ご活用いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対して周知等の働きかけをお願いする。

《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房HP内）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html
- ・厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（厚生労働省HP内）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>

11 行政手続における押印の廃止について

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを政府全体として進めているところである。厚生労働省においても、押印を求めないこととするための法令改正及び通知等の改正を令和 2 年 12 月末に行った。これらについて改めて御了知の上、関係者や関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応いただくようお願いしたい。

また、各自治体が独自に定めている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めているものについても、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）なども参考にしつつ、引き続き押印の見直しに積極的に取り組んでいただくよう、御理解・御協力を賜りたい。

《参考：「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」》

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

12 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されており、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進している。

今般、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）がとりまとめられた。障害保健福祉関係の内容は別添資料のとおりであるので、御了知いただきたい。

地方分権について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施する。 ※令和元年以前の提案で、令和2年中に措置されたものは除く

通知の改正等により措置を講ずるもの

◎: 令和2年の提案

○: 平成26～令和元年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

【通知等の改正を行うもの】

- ◎ 精神障害者保健福祉手帳の申請手続きについて、申請様式の押印を不要とする。[令和2年中]
- ◎ 心身障害者扶養保険事業における現況届等について、住民票の写しの添付を不要とする。[令和3年度]

【周知するもの】

- ◎ 自立訓練(生活訓練)の利用期間について、必要性が認められた場合には、標準利用期間(2年間)を超えて、最大1年の支給決定期間の更新が可能であることを周知。[令和2年度中]
- ◎ 障害児福祉計画について、以下について再周知。[令和5年度]
 - ・ 計画に定めるように努めるものとされている事項を記載するか否かは地方公共団体の判断によること。
 - ・ 地方公共団体において障害者基本法36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができること。

【その他】

- ◎ 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する申請について、日本放送協会との協議の上、日本放送協会に対して郵送により申請することを可能とする。[令和3年度]

検討の上、結論を得るとするもの

◎: 令和2年の提案

○: 平成26～令和元年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

【児童福祉法(昭和22年法律第164号)関係】

- ◎ 放課後等デイサービスについて、利用者別のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定することについて検討・結論。[令和3年度改定]
- ◎ 無償化対象通所児童の障害児通所給付決定に係る負担上限月額及び多子軽減措置の認定について、簡素化する方向で検討・結論。[令和3年中]

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)関係】

- ◎ 介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例の適用につき、介護保険施設等を対象とすることについて検討・結論。[令和3年中]
- 障害支援区分の認定の有効期間について、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討・結論。[令和3年度中]

【住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)関係】

- ◎ 心身障害者扶養共済制度における受給者の現況確認について、住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討・結論。[令和3年中]

【その他】

- ◎ 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務について、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。(※国土交通省と合同で対応する提案)
 - ・ 更新申請手続における提出書類の簡素化について検討・結論。[令和3年夏]
 - ・ ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況等を踏まえつつ検討・結論。[令和3年度中]
- ◎ 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務について、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。(※総務省と合同で対応する提案)
 - ・ ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況等を踏まえつつ検討。
 - ・ 免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討・結論。[令和2年度中]

13 難聴児への支援について

厚生労働副大臣と文部科学副大臣を共同議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」において、令和元年6月に提言がとりまとめられた。この提言において、難聴児の支援に関しては早期の支援が必要であるが療育の場が少ないこと、また、医療、保健、教育、福祉の連携が十分でないこと等が課題としてあげられた。これらを踏まえ、

- ① 聴覚障害児に対応する協議会の設置
- ② 聴覚障害児支援の関係機関との連携
- ③ 家族支援の実施
- ④ 巡回支援の実施

等を行い、地域における聴覚障害児の支援体制を整備することにより、聴覚障害児に対して切れ目のない適切な情報と支援を提供することを目的とした「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を令和2年度に創設した。

令和3年度予算案では、同事業に「⑤聴覚障害児支援に関する研修等の開催」を追加し、障害福祉サービス事業所等の職員に対し、聴覚障害児支援に関する研修等を実施するための経費を補助対象とすることとしている。

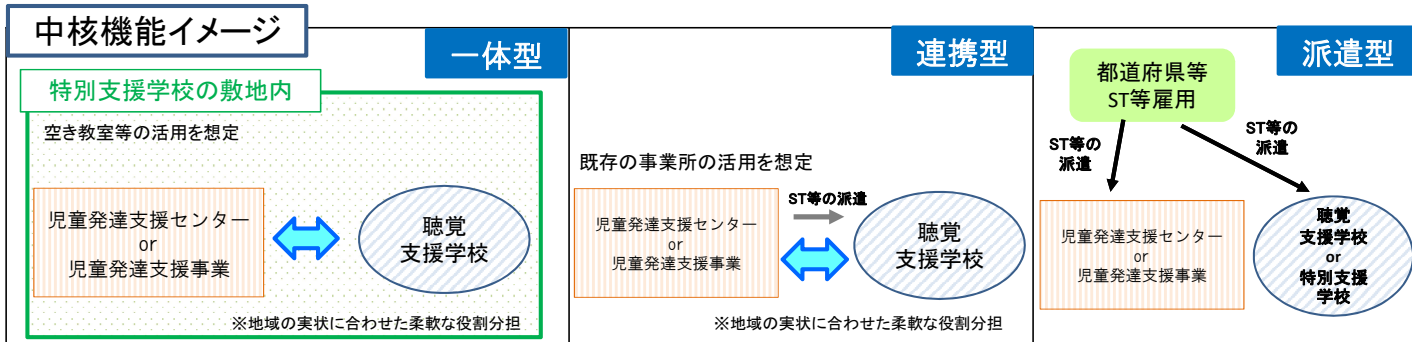
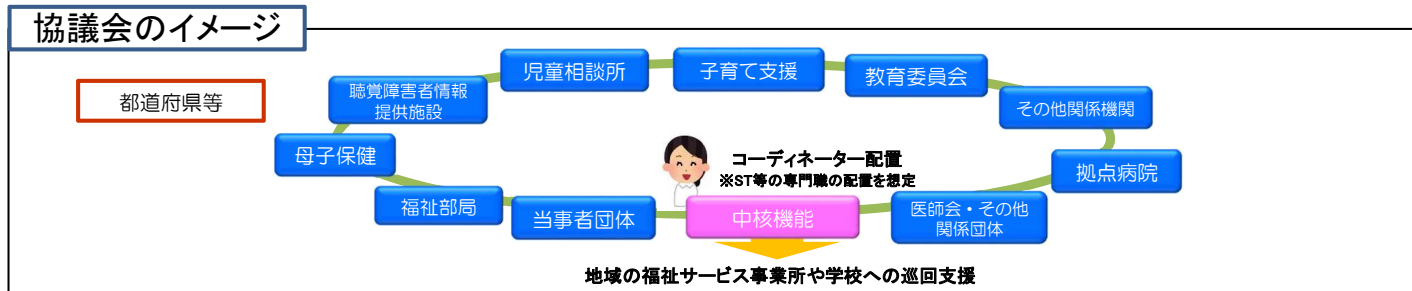
実施主体は都道府県・指定都市であり、上記の施策の実施を検討している自治体におかれては、必要に応じ厚生労働省障害福祉課までご相談いただきたい。

また、同プロジェクトに基づく取組として、都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するためのプランを作成することとされており、国においては、同プランの作成指針となる基本方針を2021年度の早期に作成することとされている。このため、国において、難聴児支援に関わる関係者を構成員に含む専門家会議を今年度目途に立ち上げ、新生児聴覚検査に係る取組の推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉及び教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等を内容とする基本方針を2021年度の早期に作成する予定である。

聴覚障害児支援中核機能モデル事業

令和3年度予算額(案): 1.7億円(令和2年度予算額: 1.7億円)

<p>目的</p> <p>聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。</p> <p>このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。</p>	<p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置 2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携 3. 家族支援の実施 4. 巡回支援の実施 5. 聴覚障害児支援に関する研修等の開催 新規 	<p>実施主体</p> <p>・都道府県 ・指定都市</p> <p>(委託可)</p> <p>※全国で14か所程度</p>
--	---	--



難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告

【 令和元年6月7日 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめ 】

難聴児支援に関する課題と今後取り組むべき方向性

- 難聴児への早期介入（特に0歳児から3歳児）が不十分で、適切なタイミングで医療や療育の提供がなされていない
- 難聴児への支援は、各地域における保健・医療・福祉・教育に関する地方公共団体の部局や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報提供が行き届いていない地域が見られる



難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備する

具体的な取組

- 1 各都道府県における「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」や「難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）」の策定の促進
 - ・ 都道府県ごとに精密検査医療機関、人工内耳や補聴器、手話など今後のとりうる選択肢の提示、療育機関の連絡先等を具体的に記した「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」を作成
 - ・ 各都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するためのプラン（難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮））を作成。国においては、同プランの作成指針となる基本方針を2021年度の早期に作成。

2 地方公共団体における新生児聴覚検査の推進

- ・ 都道府県に対し協議会の設置を引き続き促すなど、新生児聴覚検査の実施率向上に向けた取組を推進

3 難聴児への療育の充実

- ・ 既存の施設・特別支援学校（聴覚障害）等の活用を含め、各都道府県に1カ所以上、難聴児支援のための中核機能を整備することを目指す。併せて、同機能の受け皿として、児童発達支援センター・事業所の機能を強化するため、言語聴覚士（ST）等の活用について評価するなど次期障害福祉サービス等報酬改定において検討。
- ・ 難聴児に対する訪問型支援の強化を検討
- ・ 乳幼児教育相談の拡充など特別支援学校（聴覚障害）における早期支援の充実